様式第8号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

出雲市長

乳幼児等医療費交付申請却下通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました出雲市乳幼児等医療費助成条例に基づく資格証については、下記の理由により交付できませんので通知します。

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の

翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者

は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を

経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなく

なります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日か

ら起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提

起することが認められる場合があります。

記

(理由)